

江田島市再犯防止推進計画 【概要版】

1 計画策定の目的	国の計画の基本方針
<p>平成 28 年に再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成 29 年に国の再犯防止推進計画が閣議決定されました。</p> <p>本市においても同法に基づく地方再犯防止推進計画を策定し、罪を犯した人の社会復帰を支援するとともに、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。</p>	<p>国の再犯防止推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律第 3 条に掲げられた基本理念を踏まえて、国の目指すべき方向・視点として 5 つの基本方針を設定しています。</p> <p>【国の再犯防止推進計画の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進。 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施。 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施。 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施。 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成。
<p>2 計画の位置付け</p> <p>再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。</p>	<p>【再犯の防止等の推進に関する法律第 3 条「基本理念」(概要)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。
<p>3 計画期間</p> <p>令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間とします。また、令和 5 年度の地域福祉計画の見直し時に、本計画を組み込んだ地域福祉計画とします。</p>	
<p>4 計画の策定方法</p> <p>民間団体、地域の人等幅広い人からの意見を参考にするため、「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」を設置し、計画の策定、推進及び進行管理を行います。</p>	
<p>5 再犯防止施策の対象者</p> <p>再犯の防止等の推進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「犯罪をした者等」とします。</p>	

江田島市の基本方針及び取組

基本方針 1 広報・啓発活動の推進	江田島市再犯防止推進計画等意見交換会
<p>市の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進 再犯防止啓発月間 行政や専門機関等による相談事業の周知等 	<p>広島保護観察所 呉公共職業安定所 江田島警察署 江田島地区保護司会 江田島地区更生保護女性会 広島県地域定着支援センター 広島県社会福祉士会 江田島市社会福祉協議会 江田島市民生委員児童委員協議会 江田島市自治会連合会 江田島市危機管理監 江田島市福祉保健部</p>
<p>基本方針 2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供</p> <p>市の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係団体の活動促進等 <ul style="list-style-type: none"> ア 保護司の人材確保等の支援 イ 保護司会等への活動支援 ウ 薬物乱用防止指導員との連携による啓発 エ 地域の見守り活動の推進 保健医療・福祉サービス等の利用 <ul style="list-style-type: none"> ア 矯正施設等との連携 イ 地域における福祉的支援 ウ 地域福祉計画等への対応 非行の防止と就学支援 <ul style="list-style-type: none"> ア 各種相談窓口の周知 イ 小・中学校における取組 	<p style="text-align: center;">計画策定スケジュール</p> <p>R3. 11. 5 意見交換会 R3. 12. 15～R4. 1. 14 パブリックコメント R4. 2 議会報告、公表</p>
<p>基本方針 3 就労・住居を確保するための取組の推進</p> <p>市の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 就労の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活困窮者自立支援事業等による支援 イ 就労継続支援や就労定着支援等による障害者への就労支援 ウ 就労を希望する障害者等に対する相談体制 エ 協力雇用主に対する支援 オ 刑務作業等への支援 住居の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ア 公営住宅の受入れ等 イ 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金の活用 ウ 住宅確保要配慮者に対する居住支援 	